

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和七年二月十日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

住 所	地 所有者 氏 名
広島県三原市高坂町真良二一六〇番地 市営住宅一號	甲山 久夫

二 送達すべき書類の名称

二級河川沼田川水系天井川支川六溪流及び同支川六隣溪流砂防堰堤工事（広島県三原市小泉町字耳津山地内から同町字山之神地内まで）に係る土地収用事件の令和六年十一月十七日付け更正決定書正本

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地 目	地 積	収用する土地 の面積 (m ²)
公簿	現況	公簿 (m ²)	実測 (m ²)	
広島県三原市小泉町字耳津山	一〇二五四	番二六	一〇二五四	番二五
広島県三原市小泉町字耳津山	一〇二五四	保安林	保安林	保安林
広島県三原市小泉町字耳津山	一〇二五四	保安林	保安林	保安林
広島県三原市小泉町字耳津山	一〇二五四	一、八四〇	一、八四〇	一、八四〇
広島県三原市小泉町字耳津山	九三	四二	一、八四〇・ 一、八四〇・	二一・二四
広島県三原市小泉町字耳津山	九三	四二	一、八四〇・ 一、八四〇・	二一・二四

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和七年三月三日に、その書類の送達があつたものとみなされます。